平成２５年（フ）第２３号
長野県上田市古里26―３　エスティアム柳町１―105、住民票上の住所長野県東御市滋野甲4169番地１
債務者　小野澤広幸
１　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２３号
長野県松本市大字内田453番地
債務者　小林　惠子
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３号
岐阜県可児郡御嵩町中2678番地197
債務者　内田比佐子
１　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３９号
岐阜県高山市新宮町3615番地５
債務者　島　　未里
１　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第３１９号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘３棟705号
債務者　二葉　啓子
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５０号
名古屋市緑区鳴子町１丁目８番地　鳴子団地71棟106号
債務者　菅沼　正憲
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７７号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘18棟111号
債務者　樋口　　孝
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９６号
愛知県春日井市篠木町４丁目７番地１
債務者　笹森　和治
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２号
三重県伊賀市上神戸字大間4507―267　フェロータウンＨ棟９号室、住民票上の住所三重県名張市つつじが丘北３番町14番地
債務者　岩下　政代
１　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１０７号
兵庫県姫路市広畑区城山町１番地９　県営城山高層住宅２棟408
債務者　坂元　則彦（旧姓指出）
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０８号
兵庫県姫路市広畑区城山町１番地９　県営城山高層住宅２棟408
債務者　坂元美江子（旧姓指出）
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３３号
奈良市富雄北２丁目12番１号　バリアブルコート富雄
債務者　山本　佳子（旧姓岡田）
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３８号
奈良市西大寺北町３丁目５番13号　喜仙ハイツＡ棟８号
債務者　西田弓子こと　西田　道子
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４２号
奈良市西大寺新田町１番26号　米田住宅
債務者　板倉　順一
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４８号
奈良県桜井市大字三輪590番地の２　102号室
債務者　榎元　文江
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４９号
奈良県桜井市大字三輪116番地の１
債務者　鴻池　真規
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５２号
奈良県大和郡山市筒井町265番地２　コーポ米山Ｄ４
債務者　川口　壽一
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
奈良地方裁判所